

四天王寺流基幹本「塔記集」の内容的特質

SUBSTANTIAL ANALYSIS OF "TŌKI-SHŪ" ON MAINSTAY BOOKS IN THE ARCHITECTURAL REFERENCE BOOKS OF SHITENNŌJI SCHOOL

河田克博*, 麓 和善*, 内藤 昌**

Katsuhiko KAWATA, Kazuyoshi FUMOTO and Akira NAITO

In this paper, we made a detailed comparison on corresponding items of "Tōki-shū" between "Shoki-shū" and "Shōmei" to analyze their substantial characteristics. The results are the following.

1) Both books have several slipped descriptions from their original text. 2) Some descriptions found only in "Shoki-shū" are merely forgotten and deliberately omitted in "Shōmei", and "Shoki-shū" made no special alterations and additions. 3) Some descriptions found only in "Shōmei" are classified in those which "Shoki-shū" carelessly omitted and in those which "Shōmei" deliberately revised and added in later ages. 4) These deliberate omissions and alterations were made with the systematization of "Shōmei" according to the phases in the latter half of the seventeenth century.

Keywords: Shitennōji school, mainstay books, "Tōki-shū", substantial analysis, "Shoki-shū", "Shōmei"

四天王寺流, 基幹本, 「塔記集」, 内容的特質, 『諸記集』, 『匠明』

序

江戸幕府作事方大棟梁家の建築書である四天王寺流基幹本『諸記集』・『匠明』の「塔記集」について、各項目の内容・構成の概要比較を既稿¹⁾で行った。その結果、「塔記集」においては、『匠明』が数項目多く、両史料の項目順序の一部が相違するものの、内容・構成とも一致する部分が多いことを指摘した。しかしながら、項目内容が相応する部分も、細部に至ると両史料間で異なる要素が多々認められる。そこで本稿では、こうした項目について、その記述内容をより詳細に比較検討し祖本との相違を考察した上で、「塔記集」における両史料の技術内容や編纂姿勢にいかなる時代的特質があるかを論究する。

1. 項目構成

「塔記集」における両書の記載項目および構成順序は、既考の「社記集」²⁾に次いで一致する部分が多いが、数項目の記載位置が異なり、また史料間で全く相応しない

項目が若干ある(図-1)。以下、これらを相応項目・移動項目・非相応項目の別にして、その項目構成上の特質をまず概観する。

1-1 相応項目

『諸記集』における諸塔①~⑥・⑧~⑫・⑭~⑯は、『匠明』にそれぞれ対応する項目があり、その記述内容も強く関連し、項目順序も全く同様である。しかしながら、諸塔⑭「密塔九輪碎之事」および諸塔⑯「風池瑠鐸割之事」は、『匠明』では匠塔⑯「密塔九輪碎之事」の1項目に集記され、さらに匠塔⑯には、次に述べる移動項目諸塔⑦の内容の一部が記載される。そのことからすれば、諸塔⑭・⑯は、匠塔⑯の記載位置に合致するといえ、諸塔⑦との関連を踏まえて改編された項目と見られ、むしろ構成上の変化が問題となる。

また、諸塔⑰(由来・正信奥書)は、『諸記集』においては、他に「社記集」巻末に載せられるのみであり、諸塔⑱(伝来経緯・吉政→辰巳氏)は、この「塔記集」が『諸記集』最後の巻であるゆえに、たまたま匠塔⑳に

* 名古屋工業大学工学部社会開発工学科
助教授・工博

** 愛知産業大学造形学部建築学科 教授・工博

Assoc. Prof., Dept. of Architecture, Urban & Civil Engineering,
Faculty of Engineering, Nagoya Institute of Technology, Dr. Eng.
Prof., Dept. of Architecture, Faculty of Formative Arts, Aichi Sangyō
University, Dr. Eng.

『諸記集』		移動	『匠明』	
分類番号	項目名		分類番号	項目名
諸塔①	三重塔之事		匠塔①	三重塔之事
諸塔②	五重塔之事		匠塔②	五重塔之事
諸塔③	七重塔之事		匠塔③	六重塔之事
諸塔④	九重塔之事		匠塔④	七重塔之事
諸塔⑤	拾壹重塔之事		匠塔⑤	九重塔之事
諸塔⑥	拾參重塔之事		匠塔⑥	拾一重塔之事
諸塔⑦	頭塔九輪碎之事		匠塔⑦	拾三重塔之事
諸塔⑧	多宝塔之事		匠塔⑧	宗輪塔
諸塔⑨	同 間腰老丈卷尺		匠塔⑨	宝篋塔
諸塔⑩	大塔之事		匠塔⑩	多宝塔
諸塔⑪	宝塔之事		匠塔⑪	同多宝 門腰老丈卷尺斗ニノ
諸塔⑫	瑠璃塔之事		匠塔⑫	大塔之図
諸塔⑬	華嚴塔之事		匠塔⑬	同高野山大塔之図
諸塔⑭	密塔九輪碎之事		匠塔⑭	宝塔之事
諸塔⑮	風池瑞輝制之事		匠塔⑮	瑠璃塔
諸塔⑯	秘伝二書		匠塔⑯	密塔ノ九輪碎之事
諸塔⑰	(由来・正信奥書)		匠塔⑰	頭塔ノ同九輪之事
諸塔⑱	(伝来経緯・吉政→辰巳氏)		匠塔⑱	(秘伝)
			匠門①	(由来・政信奥書)
			匠門②	(由来・政信奥書)
			匠門③	(吉政奥書)
			匠門④	(吉政奥書)
			匠門⑤	(吉政奥書)
			匠門⑥	(吉政奥書)
			匠門⑦	(吉政奥書)

(凡例) ◀, ▶: 対応する項目がないことを示す。
 ●: 対応する項目に比し内容が豊富なものを。
 —: 内容が強く関連することを示す。
 - - - - -: 内容が部分的に関連することを示す。

諸: 『諸記集』 門: 『門記集』
 匠: 『匠明』 社: 『社記集』
 堂: 『堂記集』
 塔: 『塔記集』 殿: 『殿奥書』

図-1 「塔記集」の項目構成比較

相応するにすぎない。したがって、その内容変化の特質は5巻全体を総合して論じるべきであるが、それについては、すでに拙稿で考察している¹⁾。

2-2 移動項目

諸塔⑦は、項目名としては、匠塔⑦「頭塔ノ同九輪之事」に相応するが、その記述位置は大きく隔たり、しかも内容は、両項目の一部が関連するにすぎず、諸塔⑦の残りの相当な部分は匠塔⑯のほうに記載される。両書のいずれが前後かの問題は別にしても、記述内容が別項目の間で大きく移動しているわけである。

また、諸塔⑬「華嚴塔之事」は匠塔⑨「宝篋塔」に単独に対応する項目で、木割内容自体は同様と見られるが、項目名が異なり、記述量も匠塔⑨のほうが圧倒的に多く、より整備された様相を呈す。さらに記述位置が大きく隔たり、諸塔⑬が各塔個々の木割説明としては最後に記されるのに対し、匠塔⑨はそうした木割説明の中程に載せられる。結果的に、その記述位置の相違が、両書の構成整備の差異に反映していると考えられる項目である。

2-3 非相応項目

「塔記集」においては、『諸記集』にあって『匠明』に全くない項目は存在せず、両史料間の非相応項目は、『匠明』のみにある匠塔③・⑧・⑩の3項目である。

匠塔③「六重塔」は、匠塔②「五重塔」と匠塔④「七重塔」の間に置かれる項目であるが、わずか2行で、しかも前後の行間に詰めて書かれた、いわゆるB筆による補加筆である³⁾。

匠塔⑧「宗輪塔」は、前述の匠塔⑨「宝篋塔」の前、匠塔⑦「拾三重塔」の後に記されるが、その木割内容や記述様態が匠塔⑨に類似する項目である。

匠塔⑩「同高野山大塔之図」は、匠塔⑫「大塔之図」

の後に載せられる項目で、両項目の建築形式は当然類似するが、匠塔⑩は実例を記録したものであり、すべて実寸で述べられ他項目のように木割で記されていない。

以上、両書の項目構成を、相応項目・移動項目・非相応項目の別に概観したが、両書間の記述内容変化あるいは祖本との相違は、木割の骨格を共有する項目同士を比較考察することで相対的に論じることが可能である。こうした論点にもとづき、本稿では、記述内容が強く関連し記述順序も同様の相応項目について、その内容を詳細に比較考察する。なお、「九輪碎」に関する諸塔⑭・⑮および匠塔⑯は、前述のように、移動項目の諸塔⑦および匠塔⑩と関連する構成上の変化を主題に検討する必要があり、その考察は稿を改めたい。

2. 相応項目の内容

『諸記集』・『匠明』の相応項目について、特に両史料間で異なる記述内容を比較検討し、その要因や背景を考察していく(項目の名称は『諸記集』に従う)。

2-1 「三重塔之事」

諸塔①と匠塔①の木割の寸法体系自体は同一であるが、木割の数値や基準となる部材名などに若干の相違がある。

木割の数値で明確に相違する点が1箇所、各層の柱間枝数・軒出枝数と垂木勾配・屋根野地勾配を記した付表(以下、枝数勾配表と称する)に認められる。すなわち、初・2層目の野地勾配は両史料同じであるが、3層目屋根(両史料とも「蓋腰」と表現しており、最上層の屋根をいう。『諸記集』の当項目末文には「ヲヲイコシ」とフリガナされる)の野地勾配は、『諸記集』の7寸3分に対し、『匠明』では7寸7分と急勾配となっている(図-2の1)、以下)付の数字は図-2による)。この数値のみを見ていずれが祖本のものかは直ちに判断しがたいが、東大本『匠明』においては「七寸七分」(傍点;筆者、以下同)の傍点部分の文字が抹消痕の上に記されている。

こうした枝数勾配表における抹消訂正痕ないしは加筆痕は、当史料の五重塔・七重塔・九重塔・十一重塔にも認められるが⁴⁾、いずれも最上層屋根野地勾配で、しかも『匠明』の方がより急勾配で共通している。つまり『匠明』では、『諸記集』における最上層屋根野地勾配のみを意識的に急勾配に改変したものと考えられる。その理由は、最上層屋根だけに雨仕舞・意匠の両面の必要性から生じたことがまず考えられるが、一方で他家の史料を見ると、たとえば『建仁寺派家伝書』「層塔」⁵⁾の三重塔では「七寸五分又八寸迄」としており、他も江戸期においては7寸5分ないしは8寸が一般的であり⁶⁾、時代相と考えられ、その中間の数値7寸7分に改めたものと思われる。なお、『諸記集』における7寸3分は甲

一致する記述内容	
内容項目	備考
表題 ¹⁾ 、柱間枚数(初層～三層)・組物種類および組物の出(初層～三層)・、地垂木勾配(初層～三層)・、飛輪垂木勾配(初層～三層)・、野地勾配(初層および二層)・、初層柱径 ²⁾ 、縁高さ、内法高さおよび部材構成 ³⁾ 、腰長押取付高さ、長押内法高さ、長押せいで、柱貫・台輪せいで、組物種類、尾垂木勾配、軒出、腰縁組物、腰縁の出、腰縁板厚さ、腰縁柱径、腰縁上の壁部材構成、垂木幅、垂木せいで、垂木小間、腰縁幅、腰縁せいで、真柱の立様 ⁴⁾ 、各層の茅負反り ⁵⁾ 、口伝のこと、	¹⁾ 『匠明』のみ、「三重塔」に「テウトウ」と振仮名付。 ²⁾ 『諸記集』のみ、「…門腰…」に「カトコシ」と振仮名付。 ³⁾ 『諸記集』で、「柱ノキ」を「柱ノキ」とした誤写がある。 ⁴⁾ 『諸記集』のみ、「根」に「ナゲシ」、「正折」に「シャウグタ」と振仮名付。 ⁵⁾ 『諸記集』のみ、「腰縁」に「ライコシ」と振仮名付。

相違する記述内容						
内容項目	記述内容		判断		備考	
	『諸記集』	関連	『匠明』	諸		匠
1) 三層野地引違勾配	腰縁七寸三分、	x	腰縁七寸七分、	○	×	『匠明』における改変。
2) 垂木幅	椽ノハ七分計ニシテ五ツ割也、		椽ハ七分算ノ柱ノ五ツニ割、卷分椽下ハニ可用、	○	×	『匠明』のほうがより限定される。
3) 縁の出	縁広サハノ木覆ノ内表ヲ縁板端ニ可、用也、	x	同ノ縁広サハ木覆ノ出ハト同シ、	○	x	『匠明』の簡要表現か。
4) 大斗の幅・せい	-		大斗幅柱ト同シ、成ハノ五分半算、	○	×	『匠明』における加筆。
5) 大斗幅の六間割規定・せいの五間割規定	-		クリハ六間割、高サハノ五間割、	○	×	『匠明』における加筆。
6) 肘木の幅・せい	-		同肘木厚サ、大斗幅ノ三ツ割ニシテ卷分ヲスヘシ、成ハ五分ノマシニスヘシ、	○	×	『匠明』における加筆。
7) 卷斗の行幅・せい・木口幅	-		同斗行ハ椽或本ノ木間セツ可、用、成ハ肘木ノ成ニ少ノ下クスヘシ、木口ハ肘木厚サニツニノ割、卷分ツ、両方エ出スヘシ、	○	×	『匠明』における加筆。
8) 卷斗幅の五間割規定・せいの五間割規定	-		クリハノ五間割、高サモ五間割ニスヘシ、	○	×	『匠明』における加筆。
9) 尾垂木の幅・せい	-		同大椽厚サハ肘木ノ成ホト、成ハトジリツラヨリ肘木中墨マテノ可、用、	○	×	『匠明』における加筆。
10) 尾垂木の端増・端下反り・端切縁	-		端増ハ成三ツニ割、卷分ニシテノ、其増半分下ヨリネツリ上、端ノ切ノヤウハ立水ト木カネノアイニ切ヘシ、	○	×	『匠明』における加筆。
11) 丸桁のせい・幅	-		同丸桁成ハノ七分算、厚サハ椽ト木間セツノスヘシ、	○	×	『匠明』における加筆。
12) 各層軒出の規定	-		何レノ重モ同シクスヘシ、	○	×	『匠明』における加筆。(抹消訂正痕有)
13) 腰縁合輪せい	腰縁葛ハ五分計、	x	腰縁、大輪ハ五分算、	x	○	『諸記集』における誤写。
14) 腰縁葛	-		縁葛ノ	x	○	『諸記集』における脱落。
15) 腰高さ	高サ板上ニシテ大輪ノ上迄下柱三本半、	x	高サハ縁板ノ上ヨリ大輪上マテノ腰ノ柱三本半、	○	×	『匠明』における改変。(「腰」の部分に抹消訂正痕有)
16) 真柱径	-		本サハ椽ノノ輪ノ所ニテ、二重メノ柱太サト同シ、ノソレ下、長サ老丈ノ所ニテ其柱ニ二分増ノ上ハ五分ホツリニ可用、	○	×	『匠明』における加筆。(左記の傍点部分に、主筆による抹消訂正痕)
17) 茅負の幅・せい	-		互復厚サハ柱ニテ三分取、同成ハノ四分算、	○	×	『匠明』における加筆。

(凡例) 1) *付の内容項目は、付表中に記されるものを示す。 2) 関連において、は両書で異なるもの、は一方にあって他方ないものを示す。 3) 判断において、両書の祖本の内容を想定して、祖本の内容と思われるものを○、後世における変容と思われるものを×、特に体系化にともない意図的に変容したものを□、以上のいずれとも決しがたいものを△とする。

図-2 「三重塔」の記述内容比較 (諸塔①-匠塔①)

良家史料の『塔全』⁷⁾に、『匠明』の7寸7分は『諸建地割』⁸⁾や『匠家必用四天王寺流完』⁹⁾などの後世の平内家史料に反映している。

次に、2層目の腰高さの規定において、『諸記集』で「下柱三本半」とあるのが、『匠明』では「腰ノ柱三本半」となっており(15)、柱径は初層より2層の方が細いから、結果的に『匠明』の方がより低く規定される。同様の相違は五重塔にもあり、『諸記集』で「下ノ柱二本半」とあるのが『匠明』では「腰ノ柱式本半」となっている。

これらの相違する箇所は、東大本『匠明』において、前述の最上層屋根野地勾配と同じく抹消訂正痕が認められ、明らかに『匠明』における意識的な改変である。2層目の腰高さを2層目柱径の比率で規定するのは一般的とはいえ、やはり平内家史料である『重塔木碎集』¹⁰⁾の三重塔に「腰柱ノ高サ重々之柱三本半」とする記述が認められるのみである。

また初層屋根上の腰縁廻りの部材規定に関して、『諸記集』では「腰縁葛ハ五分計」とあるが、次文に「其上ニ為大料、同ク三ツ料有」と続くから、縁葛は『匠明』にある「腰縁、大輪ハ五分算」のような記述の誤写と判断される(13)。

初層縁の出については、『諸記集』で「木覆ノ内表ヲ縁板端ニ可、用也」と限定されるが、『匠明』では「木覆

ノ出ハト同シ」と簡潔であり、それだけに木負の抑え所の常識がないと誤解しやすい表現となっている(3)。

ところが五重塔における初層縁の出の記述は、『諸記集』で「木覆内面ヲ板ノ端ニ可、用也」、『匠明』で「木覆内ツラヲ板ノ端ニ可用」と両書に変化はなく、『諸記集』三重塔のごとく精緻に示される。こうした点を考合すると、『匠明』三重塔における記述は、設計学理体系を整備し、敢えて簡要表現化されたものと考えられよう。

当項目においては、『諸記集』のみにある記述は全くなく、逆に『匠明』のみに記される内容が相当ある(2)・4)~12)・14)・16)・17))。そのうち14)は、前述13)に関連した『諸記集』における脱落と考えられる。

2)は垂木幅の規定であるが、『諸記集』では「椽ハ七分計ニシテ五ツ割也」とあり、これはその直前の記述の「柱太サ門腰ニシテ八分計」を受けた上で、門腰×0.07の柱径の1/5を垂木幅にすることが解される表現である。それに対し『匠明』では、「椽ハ七分算柱ノ」と柱径を基準にすることを明示し、それを「五ツニ割卷分椽下ハニ可用」として垂木幅であることをより限定して説明している。

4)~8)は組物の斗・肘木の寸法規定であるが、『諸記集』においては「社記集」の「卷間社之事」に、若干の木割値の差異が認められるものの、ほぼ同様の記述がある。

その記述と『匠明』4)~8)の記述を比較してみると、『匠明』の方がより具体的に整備されている。

たとえば大斗の寸法について、『諸記集』の「壺間社之事」では「大料幅柱内(内は同の誤記)、然共少太キニシテ、料尻五間割、成ハ料尻同返少低可致、同クタケモ五間割」(()内は筆者注、以下同)とあるが、『匠明』では、柱径より少し太い大斗幅から規定されることを考慮したものか斗尻幅を「クリハ六間割」とし、大斗せいは斗尻幅(大斗幅と柱径が同じ場合、五間割であるから柱径の6分)より少し低いことを踏まえて「五分半算」とより具体的に算定している。また、巻斗木口幅と肘木幅の関係については、『諸記集』で「木口桁厚サ(=肘木幅の意)ニシテ五間割也」とあり五間割の常識がなければ解せない記述が、『匠明』では「木口ハ肱木厚サ三ツニ割、壹分ツ、両方エ出スヘシ」と具体的に示されている。

また11)は丸桁の木割であるが、これも『諸記集』の「壺間社之事」に同様の記述がある。ただし、せいは「六分」とあるのが当項目では「七分」となって少し高い。他家の史料では、『建仁寺派家伝書』「匠用小割」で8分、『(清水家伝来目録)』「重塔図」¹¹⁾で7.5分であり、層塔の常識的な丸桁せいを考合して改定された時代相と考えられる。

9)・10)は尾垂木の木割であるが、ほぼ同内容の記述が『諸記集』「門記集」の「大門之事」にある。ここでも、たとえば『諸記集』において「端増ハ其成三分ニシテ、下ハ少紙上ケ」とする尾垂木の端増・端下反りの記述が、『匠明』では「端増ハ成三ツニ割壹分ニシテ、其増半分下ヨリネヅリ上」とより明確に説明されている。また、17)の茅負の木割も『諸記集』「門記集」の「四脚門之事」に認められ、内容整備した結果であろう。

12)の各層軒出に関する記述は、他の木割書を見ても各層で軒出を変化させないのが大半で、『諸記集』のように何も記さないのはむしろ一般であるが、『匠明』の説明は設計学理体系整備に伴う加筆と察せられる。なお、『匠明』のこの記述部分全体に抹消訂正痕が認められ、関連した結果と判断される。

16)の真柱径の木割記述のうち、前段の一の輪付近の柱径「太サハ壹ノ輪ノ所ニテ、二重メノ柱太サト同シ」と末文の上方柱径「上ハ式分ホソリニ可用」は、『諸記集』では「塔⑦」の「頭塔九輪碎之事」に「根(=真柱)ノ太サハ壹ノ輪ノ所ニテ上重柱同也、長サハ壹丈二付式分落ニ可致」と説明するから、敢えて当項目で述べる必要はない。ところが中段の一の輪より下方の柱径「ソレ下、長サ壹丈ノ所ニテ其柱ニ式分増」については、次項目の五重塔に両書ともほぼ同内容の記述があり、たとえば『諸記集』では「(真柱の)太サハ九輪一ノ輪ノ所ニテ腰柱ニ同、其ヨリ下ハ長サ一丈二付其柱ニ二分増ニ可用也」とある。そして、この一の輪より下方の柱径規定

は、『諸記集』では五重塔の項目のみに記され、次の七重塔では「残所五重ノ塔ト同也」とし重複を避けている。

ところで、一の輪より下方の柱径は、外観の意匠上は全く必要のない内容であるが、構造面から見ると「大地ヨリ根ヲ可立」とする五重塔およびそれ以上の層塔では真柱が相当長くなるから、隠れて見えない部分にせよ規定しておくべき事項とも考えられる。しかしながら三重塔においては「根ハ一重目ニシテ正桁ヲ引、其ヨリ根ヲ建可立也」とするから、真柱の下方部分はさほど長くはなく、敢えて規定すべき事項とは思えない。ところが「塔記集」全体の内容構成上、真柱の木割が冒頭項目として基準となるべき三重塔に記されず、それに準ずる五重塔の項目にあることは、体系整備する観点では問題となったのであろう。それゆえ、『匠明』におけるこの真柱径の記述が加筆されたものと考えられる。しかし、五重塔の記述程度であればまだしも、加えて一の輪より上方の木割を併記したことによって、後の「九輪碎」の項目内容と齟齬する危険も生じたのである。当記述の「上ハ式分ホソリニ可用」の傍点部分には主筆³⁾による抹消訂正痕があるが、「塔⑦」の「頭塔ノ同九輪之事」における同文は「(真柱は)長サ壹丈ニ付、上式ヲトシニホソムヘシ」となっており、おそらく「長サ壹丈ニ付」という前提に留意せず一旦「寸」と記したのを「分」と訂正したものと察せられる。

以上、『匠明』のみに記される記述の大半は、体系整備にともなって意図的に加筆されたものと考察される。
2-2 「五重塔之亘」

両書で木割内容が大きく相違するのは、前項で触れたように、最上層屋根野地勾配が『諸記集』の7寸3分に対し『匠明』で7寸7分であることと、腰高さの基準が『諸記集』で下ノ柱とあるのが『匠明』で腰ノ柱となっている点で、これらはいずれも『匠明』における改変と考えられる。

その他両書で若干異なる点が数箇所ある。まず内法は、門腰を基準にして縁板上から大輪(=台輪)までを規定するのは同じであるが、続いて『諸記集』で「丈六ノ時ハ五寸内法ニ可用也、是ヲ方(片の誤記と思われる)土居立ト言、但少成ハ少シ高ク可打也」とあるのが、『匠明』では「片土居立ルト云リ、但五寸内法モ同シ、丈六ヨリ少ハ見合、少シ高クモ可用」と記す。わずかな表現の差異であるが、『諸記集』では門腰が丈六(=1丈6尺)の時に限定して「五寸内法」を説明しているのに対し、『匠明』の表現は「丈六ヨリ少ハ見合…」が後方に記されるから、「五寸内法」は丈六より大きいものも含むような幅をもたせた記述となっている。また『匠明』では「片土居立ルト云リ」を前に記し、ある種の口伝のような表現を優先させている。

一方、門腰の規模に関して、『匠明』では項目名「五

重之塔」の下に、いわゆるB筆で「金堂中ノ間式ツ門腰ニ可用、口伝有」と加筆される。この金堂中ノ間の規模について「堂記集」をうかがうと、〈1丈2尺、1丈、1丈より小規模〉(「三間四面堂」)、〈1丈3尺〉(「五間四面堂」)、〈1丈5尺〉(「七間四面堂之図」・「七間四面二重作堂図」)、〈1丈6尺〉(「九間四面雨打作堂之図」)、〈2丈〉(「拾壹間四面堂之図」)の各規模が認められるが、中ノ間寸法は概して1丈よりは大きく、それを2倍に取ると五重塔の門腰は2丈以上になる。

五重塔の初層門腰は、近世遺構で調べると本門寺(慶長12年-1607)で15.99尺、妙成寺(元和4年-1618)で16.00尺、旧寛永寺(寛永16年-1639)で15.98尺、東照宮(文政元年-1818)で16.00尺など丈六の規模が多数を占め、『匠明』に示すごとく丈六を標準とする傾向がうかがえる。それより大規模なものは、仁和寺(寛永14年)の19.52尺、最勝院(寛文6年-1666)の18.92尺、備中国分寺(文政13年)の19.56尺があるが、いずれも2丈を超えてはいない。ところが、教王護国寺五重塔(寛永20年)は例外的に大きく、初層門腰は31.28尺である。そして、正面7間の同寺金堂(慶長8年)における中ノ間は17.67尺で「堂記集」に示す規模よりやや大きいものの¹²⁾、その2倍(=35.34尺)は五重塔門腰寸法に近くなる。他方、縁の木割記述において、『匠明』のみに「但縁ハ石壇方吉」(傍点部に主筆による抹消訂正痕)とあるが、縁を木造にせず石壇にする例は近世においては極めて少ない¹³⁾。しかしながら、教王護国寺五重塔はその希少な一例なのである。

以上を考合すると、『匠明』のみに記すこれらの箇所は、当時でも最大規模の教王護国寺五重塔をかなり意識して加筆されたものと推される。

また他に『匠明』のみに記され『諸記集』にない箇所が数点ある。枝数勾配表における2層目の柱間枝数・地垂木勾配を欠いていること、『匠明』で「縁カツラ上ハ二板アリ、高欄可用」とあるのが『諸記集』で「縁葛上ハ二高欄可用」と記すこと、『匠明』のみ「残所木碎ハ三重ノ塔ト同クスヘシ」と最後に記す点については、記述の文脈などから見て『諸記集』における脱字と考えられる。しかし、2層目の腰部分の説明の直後に記される「何モ重塔木碎ハ式重メニテ可用」は前項目の三重塔に両書とも記されておらず、また『諸記集』で「大地ヨリ根ヲ可立」と記すのを『匠明』で「真柱ハ五重ヨリ上ハ大地ヨリ可用」と記す傍点部分は、次の七重塔で「残所五重ノ塔ト同変也」(『諸記集』)とあり、いずれも『匠明』における整備にともなう加筆と考えられる。

さらに当項目においては、『匠明』のみに先の項目名下方の記述と同じB筆による裏面書があり、表書きの付表とは別種の各層柱間枝数が示されている。具体的には初層総柱間34枝として各層各間1枝落で遞減する枝割で、

その内容を他書にうかがうと、いわゆる小普請方系の木割書『(柏木政等伝来目録)』¹⁴⁾の「塔之部」の五重塔の枝割に合致し、また遺構においては旧寛永寺五重塔の枝割と全く一致している¹⁵⁾。

以上の諸点を鑑みると、『匠明』における加筆部分には、体系化にともなう若干の整備に加えて、教王護国寺や寛永寺を暗に意識していると考えられ、その両寺ともに徳川3代將軍家光が関与している点は、のちに家光の靈廟大猷院造営に平内家が携わることと合わせて、特に留意すべきであろう。

2-3 「七重塔之事」

諸塔③の内容は諸塔④にほとんど同様であるが、木割値で相違する点が2箇所ある。1箇所は、前述のごとく枝数勾配表に記す最上層屋根野地勾配が相違しており、『諸記集』の「七寸三分」が『匠明』では「七寸五分」とより急勾配になっているが、これは『匠明』における明らかな改変である¹⁶⁾。

もう1箇所は腰柱高さの規定部分で、『諸記集』に「柱三本疊也」とあるのが、『匠明』では「柱式本疊ヘシ」と記される。ここで改めて前方の項目を見ると、「下ノ柱」と「腰ノ柱」の差異はあるものの両書とも数値は等しく、三重塔で「三本半」、五重塔で「二本半」である。こうした数値の変化を考慮すると、層数が増えるにつれて腰高さが減じるのが自然であるから、『諸記集』の記述は「二本」の誤記と判断される。

木割値以外に相違する点として、「接物ハ三手先ノ」とする記述が『匠明』にあつて『諸記集』にない。前項目の五重塔には両書とも組物を三手先にする記述があり、次項目の九重塔には両書とも組物を二手先にする旨の記述がある。このことからして、上の記述は『諸記集』における脱落と考えられなくもない。しかし、当項目の最後に両書とも「残所五重ノ塔ト同変也」(『諸記集』)としており、同じ三手先なら記す必要はなく、『匠明』が整備化にあたって加筆した可能性を指摘できる。

2-4 「九重塔之変」

諸塔④と諸塔⑤との木割値の相違は七重塔以上に多い。その異なる数値のいずれが祖本に近いものかは、両書間の比較のみでは判断しがたいものが多数ある。そこで、甲良家史料であるものの、慶長期祖本に近い平内家史料の内容を多分に含んでいると考えられる前述の『塔全』の記述内容を比較援用する。枝数勾配表における異同を3史料で比較すると表-1のごとくである。

まず、最上層屋根野地勾配が『匠明』のみ「七寸三分」となっているが、「三」の中棒がやや濃く「二」に加筆した意識的な改変といえる。『塔全』は『諸記集』に等しく、『匠明』の改変を裏付けている。

飛檐垂木勾配については、『塔全』の7・8層が「三寸九分」とあるが、数値の規則性と文字の形を考慮する

表-1 「九重塔」の勾配・枝数

勾配	『諸記集』		『匠明』		『塔全』	
	野地	飛檐垂木	野地	飛檐垂木	野地	飛檐垂木
9層	七寸二分	四寸	七寸二分	四寸	七寸二分	四寸
8層	四寸五分	三寸五分	四寸五分	三寸五分	四寸五分	三寸九分
7層	四寸四分	三寸四分	四寸四分	三寸五分	四寸四分	三寸九分
6層	四寸三分	三寸三分	四寸三分	三寸四分	四寸三分	三寸四分
5層	四寸二分	三寸二分	四寸二分	三寸三分	四寸二分	三寸三分
4層	四寸一分	三寸一分	四寸一分	三寸二分	四寸一分	三寸二分
3層	四寸	三寸一分	四寸	三寸一分	四寸	三寸一分
2層	三寸九分	三寸	三寸九分	三寸	三寸九分	三寸
初層	三寸八分	三寸九分	三寸八分	三寸八分	三寸八分	三寸八分
枝数	中の間	脇の間	中の間	脇の間	中の間	脇の間
9層	六	六	六	六	六 x 六	六
8層	七	六	八	六	八 x 七	六
7層	八	七	八	七	八 x 八	七
6層	八	八	八	八	八 x 九	八
5層	九	八	九	八	九 x 十	八
4層	十	八	十	八	十 x 十一	八
3層	十	九	十	九	十 x 十二	九
2層	十	十	十	十	十 x 十三	十
初層	十二	十	拾貳	拾	十二 x 十四	十

と「九」は「五」の誤記であろう。したがって、1史料だけ異なる『諸記集』の初層・4～7層の数値は、誤記の可能性が高い。しかし、これらの数値はほぼ1分ずつの変化で写筆の際誤記しやすく、『諸記集』の数度の伝写過程において無意識のうちに生じた結果と思われる。

各層柱間枝数は、8層中の中のみ、『諸記集』が「七」枝、『匠明』が「八」枝で相違する。『塔全』においては2種類の枝数が記述されるが、主体となる数値は『匠明』と一致する。さらに『建仁寺派家伝書』など他史料を見ても、すべて8枝で、7枝は例外的である。8層中の間枝数も『諸記集』誤記の可能性が高い。

次に本文の記述を見ると、柱径が『諸記集』で門腰の「八分計」とあるのが『匠明』で「八分半算」となっている。『塔全』では「門腰ニテ八分半斗、又八分斗ニモスヘシ」とあり、いずれとも決しがたいが、「八分半」の方が優先して記されるところから平内家史料の祖本では「八分半」であったものと考えられる。

また、『諸記集』に「門腰ニシテ縁板ノ上ヨリ大輪ノ上迄四寸八分内法ニ可打、是丈六ノ時可用也」とする内法高さの記述が、『匠明』で「門腰ニノ片土居可用」と記され、『諸記集』に記す「腰重柱ノ太サ門腰ニシテ八分計、是ヲ以テ方木研可致」の傍点部分が『匠明』にないが、いずれも『塔全』では『諸記集』とほぼ同文が記されており、これらの記述については『諸記集』の方が祖本に近いであろう。

そして『匠明』の末文に「右九重ヨリ重リタル塔ニハ腰ノ重ニ縁ハ不用」とある傍点部分が、『諸記集』にはない。次の十一重塔および十三重塔には、両書とも木割は九重塔に準じる旨が記されているところから、これは七重塔の「三手先」の記述と同様、『匠明』において整備・加筆されたものと考えられる。なお、『匠明』のこの末文はいわゆるA筆³⁾で記されており、特に傍点部分

の大半に抹消訂正痕が認められることも、このことを裏付けている。

2-5 「拾壹重塔之事」

十一重塔の木割を記す諸塔⑤と匠塔⑥の枝数勾配付表にも、数箇所の木割値の差異が認められる。最上層屋根野地勾配が『諸記集』で「七寸」、『匠明』で「七寸一」とあるが、前と同様『匠明』の「一」は加筆である。また、飛檐垂木勾配が2・3・5層で相違するが、『塔全』と照応すると、これも前項目と同様に『諸記集』の転伝にともなう誤記の可能性が高い。

2-6 「拾参重塔之事」

諸塔⑥と匠塔⑦においては、最上層屋根野地勾配は両書とも「七寸」で相違しないが、ここまでの項目で認められなかった9～12層における野地勾配に差異がある。勾配の付表は上層を上にして縦書きされているから、12～9層の順に見ると、『諸記集』では12・11・10・9の各層が「四寸二分」「同」「四寸一分」「同」とあるのが、『匠明』では「四寸三」「同」「四寸二」「同」となっている。ここで『塔全』を見ると、12～9層全部が「四寸二分」と記され、いわば『諸記集』と『匠明』を折衷したような数値である。この4層分以外の層は3書とも同数値で、『諸記集』・『匠明』では、初層(3.6寸)と2層(3.7寸)を違えるものの、3・4層(3.8寸)、5・6層(3.9寸)、7・8層(4寸)、9・10層、11・12層はそれぞれ2層分ずつ同勾配とする規則性が認められる。したがって、『塔全』の数値は9・10層または11・12層のいずれかが誤記ないしは意識的に改められたものと思われるが、当項目各層の規則性や前項目七重塔との関連を考察しても、『諸記集』と『匠明』のいずれの数値に祖本の要素があるかは判断しがたい。

2-7 「多宝塔之事」

諸塔⑧は匠塔⑩に対応する項目で、両書間に若干の木割相違が認められる。

亀腹の木割において、高さは『匠明』腰柱3本、『匠明』腰柱3本半、出は『諸記集』では「鷲輪(=側)柱外表」を踏み、『匠明』では「丸桁真」を踏む。結果的に『諸記集』に比し『匠明』のほうが大きな木割となっているが、『匠明』の傍点部分には抹消訂正痕がある。

初層の軒反は、『諸記集』は「腰柱ニ少休テ可用」、『匠明』では「柱半分」とある。大きさを算定すると、『諸記集』は0.05L弱(Lは初層総柱間)、『匠明』は0.03Lで『匠明』のほうが小さい。他書では、元禄2年(1689)の『(柏木政等伝来目録)』に軒反規定があるが、0.035Lで『匠明』に近似し、時代的に相応していよう。

また、『匠明』には尾垂木に関して「唐様ノ時ハ二重大柱ニスヘシ」と記するのが注目される。この記述以外は、両書ともに唐様の要素はなく、元来、塔は和様を基本とするものである。しかし、遺構によれば、唐様を取り入

れた塔は多数あり¹⁷⁾、『匠明』は実際面の様式変化を意識して当記述を付加整備した結果と判断される。

2-8 「同 間腰壹丈壹尺」

諸塔⑨は匣塔⑩に対応し、門腰を1丈6尺とする前項目に対し、門腰を1丈1尺とする多宝塔の木割である。したがって、『諸記集』の表題中の「間腰」は「門腰」の誤記と考えられる。

両書の木割はほぼ同様であるが、初層脇の間の枝数が、『諸記集』；12枝、『匠明』；10枝と相違し、初層来迎柱径と上層の飛檐垂木勾配とが『匠明』にあつて『諸記集』にない。この『諸記集』に欠ける記述は、前後の内容を鑑みて『諸記集』における脱落の可能性が高いが、「但来迎柱ハ加端ノ柱ニ式分増」とする記述の傍点部分は上下にやや詰めて記されており、『匠明』における加筆整備の可能性もある。他に、『匠明』の末文のみにある「但上ノ重榑カケヤウ口伝有り」とする記述は、『匠明』整備にともなつての加筆であろう。

2-9 「大塔之事」

諸塔⑩は匣塔⑪に対応し、木割全体の構成は同様であるが、木割値やその表現手法などに相違する点がある。

木割値が相違する点としては、まず、勾配枝数表における下層屋根野地勾配が『諸記集』は4寸3分、『匠明』は4寸5分、上層地垂木勾配が『諸記集』は4寸5分、『匠明』は4寸3分と異なり、『諸記集』に比し『匠明』は屋根がより高くなる。内法高さは、『諸記集』が門腰の0.27倍、『匠明』が同じく0.3倍、縁高さは『諸記集』が側柱径の4倍、『匠明』が同じく4.5倍とこれも高さが高くなる傾向にある。

側柱径は、『諸記集』では基本を門腰の2.7倍とし、大塔門腰の最小寸法3丈の時、門腰の0.3倍としているが、『匠明』は門腰の0.3倍で一律に規定する。

木割表現が異なるのは大斗幅の規定で、両書とも柱の0.8倍を斗尻幅にした後、『諸記集』で「五間割ニシテ兩一分宛出シ」とするのを、『匠明』では「三ツニ割兩方へ壹分ツ、出ヘシ」と解しやすい表現となっている。

また、「安殿柱」と称して上層屋根隅木部分を支える柱の木割は2行にわたり『匠明』のみに記されるが、その記述の前1行を含めて、抹消痕の上にA筆で書かれたものであり、『匠明』における加筆である。

さらに、『匠明』の表題にのみ「但根来寺大塔ハ四丈九尺有」と補記されるが、これは、次項目の匣塔⑫「同高野山大塔之図」がやはり『匠明』のみに載せられることと関係しよう。すなわち、両実例はともに平内家出自の紀州にあり、しかも真言密教本場の代表的作品である。このことからすれば、「根来寺大塔」の記述は、密教建築の正統が紀州出身の平内家にあることを誇示して、『匠明』において新たに加筆された可能性が推される。

その他、両書間で相互に脱落する記述が若干認められ

るが、いずれも祖本よりの写筆過程において生じたものと思われる。

2-10 「宝塔之事」

諸塔⑬は匣塔⑭に対応し、記述量はほぼ同様であるが、相互に不足する部分が多数ある(図-3)。

まず、これまでの項目に原則的に載せられていた枝数勾配表は『諸記集』にあつて『匠明』になく、『匠明』ではすべて説明文中で述べる。当木割の屋根は単層で、しかも円形平面であるから各柱間を枝数で示すことは一般に行われず、特に付表を用いる利便性は小さい。しかし、祖本には他項目と同様に付表はあつたと思われ、本来付表に記される屋根野地引通勾配・垂木勾配(図-3の諸4)・5)、以下)付の数字は図-3による)が『匠明』で脱落しているのは、付表の内容を説明文中に転写整理したためであろう。また、諸6)に記される「如此木研可用也」が匣1)で欠けるのも、『匠明』が付表を用いていないことによるものと考えられる。

他に、『諸記集』にあつて『匠明』にない木割として、柱の形状を示した諸9)、柱の配置を述べた諸10)、台輪のせい諸12)、上縁の高さと広さの規定諸21)・22)がある。逆に、『匠明』にあつて『諸記集』にない木割は、上部腰の間の幅と高さを定める匣12)・13)、丸桁における組物割付を示した匣19)である。このうち、匣19)は、直前の記述匣18)に相応する『諸記集』付表中の諸3)を説明文として述べたがために『匠明』において付加された記述と思われるが、他は、いずれも記述の前後で無理のない必要事項であり、両書ともに、祖本より写筆の際の脱落箇所と考えられる。

このように、当項目においては、両書を総合して初めて木割全体が把握できる程、相互に不足が相当認められるわけであるが、それは単に両書の写本経緯に起因するのみではなく、『匠明』における改編に伴う事象と推定される。

その改編に関して、『諸記集』の当項目の説明は、柱径(諸8)→内法(諸11)の順で記され、ここまで両書ともに例外なく行われてきた方法が取られるが、『匠明』では逆に、内法(匣2)→柱径(匣4)の順に記され特異な説明順序となっている。また『匠明』の記述には、匣4)の次に初めて柱径を基準として述べる匣5)があり、この記述のために柱径の規定をここで敢えて説明したような不自然さがうかがえる。柱径の説明に直接関連する諸9)・10)が『匠明』になく、匣3)を柱径の前に記すがために諸12)の「成六分計」が欠けるのは、内法規定を先行させた記述改編に起因しての結果と考えられるのである。

その改編の意図を察すると、当木割の外回りは円形平面であり、意匠上、軸組としての柱の性格は弱く、壁のみで構築し柱形を装飾とする手法も多々行われる。それゆえ、『匠明』においては、全体のプロポーションに強

『諸記集』一 塔 ①		関 連	『匠明』一 塔 ⑬ *1)	備考
表題	宝塔之事		宝塔之事	*2)
付	諸1) 飛檐六枝、大簷八枝、		諸1) 一、筒間式丈者尺三ノ、	
表	諸2) 接物四手崎三シテ、		諸2) 内法ハ縁板ノ上ヨリ大輪ノ上マテ九寸内法ニ可用、	
	諸3) 椽、八枝、八枝、八枝、八枝、八枝、		諸3) 其内大輪、椽ノ、	
	諸4) 蓋七寸七分、		諸4) 柱本サ六分算、	
	諸5) 大ノキ四寸三分、小ノキ三寸九分、		諸5) 同椽ノアイ柱者本ハサミ上椽ノ可打、	
	諸6) 筒ノ間二丈一尺ニシテ、如、此本研可用也、		諸6) 上下トモ椽ハ三分半算、	
	諸7) 但筒ノ間者丈ノヨリ内、椽六枝掛ニ可用也、		諸7) 同椽ノ椽ハ、フリワケト下ニ可打、	
	諸8) 柱ノ太サ門腰ニシテ六分計、		諸8) 一、縁高サ、板ノ上マテ柱四本置、	
	諸9) 丸柱也、		諸9) 広サハ/蓋覆内ツラヲ踏、	
	諸10) 筒間ハ廻リ十二間ニ割、四方ノ口ハ柱者/本宛広ク可、		諸10) 一、水縁高サ下ノ柱三本置、下ノ/柱外ツラヲ踏、	
	用也、		諸11) 上ハ地舎ツラヲ用、/丸メヘシ、	
	諸11) 内法ハ門腰ニシテ縁ノ板上ハ/ヨリ大輪上迄九寸内法、		諸12) 一、腰ノ間ハ門腰半分ヲ腰柱外ツラニ用、	
	諸12) 其内大輪成六分計、		諸13) 同高サハ腰柱四本置、大輪ノ/上マテ可用、其内柱貫、	
	諸13) 上長押ノ間柱一本ニシテ、		椽アリ、	
	諸14) 長押六分計ニシテ上下用、		諸14) 同柱本サハ腰ノ間ニテ寸算スヘシ、	
	諸15) 腰長押ノ板分ヲ上ハニ用可打、		諸15) 接物、大斗大キサハ柱ニ者マシ、	*3)
	諸16) 但門腰一丈ヨリハ土居立ト言リ、		諸16) 同椽本ノ厚サハ大斗三分算、	
	諸17) 下縁高サ、板ノ上迄柱四本置、		諸17) 四手先ニ可用、	
	諸18) 広サハ蓋覆内表ニ可用也、		諸18) 種カケヤウハ八枝/カケニ、	
	諸19) 水縁高サ下柱三本タム、下ハ柱外ヲ踏、		諸19) 丸桁ノ長サハ五間割、	
	諸20) 上ハ/地幅表ニ用可丸メ也、		諸20) 椽種ハ八枝、六枝、可用、	
	諸21) 上縁高サ地幅三ツ科シテ、縁ノ、其上板可、用、		諸21) 但/筒ノ間者丈ヨリ内ハ椽六枝/カケニ可用、	
	諸22) 広サ三手崎ヲ踏也、		諸22) 是口伝有り、	
	諸23) 腰柱太サ惣間ニシテ寸計也、		諸23) 同内法モ高く、九寸内法可用、	
	諸24) 大斗ノ厚ノ間一丈一分計、		諸24) 一、露盤長サハ蓋覆ノ長サハツ三割、七分ヲ可用、	
	諸25) 鳥足厚サ三寸一分也、		諸25) 右残所之本障ハ多宝塔ト同意也、	
	諸26) 露盤長サ椽八間ニシテ寸分、		諸26) 是ハ露盤長ノ比、北京大仏殿、善光寺如来御入仏ノ時、	
	諸27) 右残所本障ハ多宝塔ト同意也、		御ノ厨子ニ平内吉政作之、	

(凡例) 1) 記述文中のゴシック体は、対応する記述に対し、相違ないしは多い部分を示す。 *1) 『匠明』は、すべて説明文で記される。
 2) 罫は、対応する記述がないことを示す。 ●は、対応する記述に比し内容が多いことを示す。 *2) 『匠明』にフリガナが付される。
 3) -----は内容が相違することを、-----は内容が相違することを示す。 *3) 木割算出方法が異なるが、木割は一致する。

図-3 「宝塔」の記述内容構成比較

く関わる内法規定を優先させ、柱径による規定を主体とはしなかったものと考えられる。

このことはまた、両書の木割値相違にも反映している。長押せいは、『諸記集』では「六分計」(諸14))とし、柱径は門腰(=当木割では筒の間の直径)の「六分計」(諸8))であるから、門腰の $0.6 \times 0.6 = 0.36$ 倍となる。これに対し、『匠明』では「三分半算」(匠6))と記され、その前に「柱太サ六分算」(匠4))の記述があるから、文脈からすれば柱径の0.35倍と解するのが常識と思われる伊藤博士もそう解されているのであるが¹⁸⁾、他書を見ると柱径の5~7分であり¹⁹⁾、木割書における柱径の0.35倍は小さすぎる。したがって、ここは門腰の0.35倍と解すべきであり、そうすると両書の長押せいはほぼ一致する。また、『匠明』において柱径を基準とする木割は、(匠5)・(8)・(10)にあるように、すべて「柱〇本」として柱径基準を明確にするが、(匠6)はそうっていない。さらにいえば、『匠明』の「三分半算」の部分は抹消痕の上に主筆で訂正されており、しかも傍点部を詰めて記されており、このことも、柱径による「六分」から門腰に対する「三分半」への改変を裏付けていよう。

また『諸記集』では、柱径を規定する(諸8)および内法規定の(諸11)は、ともに門腰を基準にすることを明記しているが、『匠明』ではその基準が記されていない。塔の柱径および内法は門腰寸法から割り出されるのが一般であるから、門腰基準を記さない『匠明』の当記述は必ずしも誤りとはいえない。

しかしながら、当項目以外の両書が相違する項目では、柱径・内法の規定に門腰を基準にする旨を明記するのが

大半である²⁰⁾。よって「門腰ニシテ」の記述は、祖本にあったものが『匠明』において脱落ないしは省略されたと見て差し支えなかるうが、その記述の欠落が(匠6)の「三分半算」の誤解を生じる結果となった点は、特に留意すべきである。

木割算出方法の異なるものは、他に大斗幅の規定がある。『諸記集』で(諸23)・(24)のように規定されるのが、『匠明』では(匠14)・(15)のように記述される。両書とも腰の間の1/10を腰柱径とするから結果的に大斗幅は一致するが、『諸記集』では腰の間を基準に説いているのに対し、『匠明』は腰柱径から算出する。すなわち、ここでは長押せいの規定とは逆に『諸記集』のほうが大きな基準を用いているわけで、宝塔の木割を巨視的に捉えらる発想は両書相通じ、つまりは平内家技術の底流をなすものといえよう。

木割値自体が相違するのは、唯一、門腰が1丈より小さい場合の内法規定である。標準の内法は両書ともに門腰の「九寸」(諸11)および(匠2))としているが、門腰が1丈より小さい場合、『諸記集』では「但門腰一丈ヨリ(小または内の脱)ハ土居立ト言リ」(諸16))と門腰同寸に規定するのを、『匠明』では「同内法モ高く、九寸内法可用」(匠23))とする。つまり、『匠明』では、門腰寸法が標準の場合も1丈より小さい場合も変化しておらず、結果的に「同内法モ高く」の記述が「九寸」に相違していない。さらに検討すると、『匠明』における標準の内法の記述「九寸内法」の傍点部分は抹消痕の上に主筆で記されており、数値改変を試みた形跡が認められるのである。要するに、『匠明』では、内法寸法を改変

しようとして、それが徹底されなかったために、木割値に矛盾を生じることになったものと思われるが、その改変の意図は不詳である。

そして、『匠明』にのみ、末文に「是ハ慶長始ノ比、北京大仏殿、善光寺如来御入仏ノ時、御厨子ニ平内吉政作之」と記し、慶長2年(1597)8月15日善光寺如来入仏までに作られた宝塔が自家の作品であることを示している。しかしながら、一方で、「社記集」に載せられ、両書ともに「吉政作之」とし新始の日時まで述べる「豊国大明神」は、基本的に実寸で説明され、『匠明』のごく一部にのみ木割の要素が認められた内容であった²⁾。そのことからすれば、基準寸法以外のすべてを木割で説いている当項目は、必ずしも吉政の作品自体を伝えているとはいえない。したがって、この『匠明』の末文は、自家の業績を誇示するために、『匠明』で新たに付加された可能性が高く、「是口伝有り」とする[図22]もこれに類する記述であろう。

2-11 「瑜璣塔之事」

[諸塔⑩「瑜璣塔之事」]は[図塔⑮「瑜璣塔」]に対応し、亀の背に宝塔を乗せる形式の木割である。両書の記述内容はほぼ同様で、説明順序の相違もないが、項目名の傍点部の漢字が異なり、また『諸記集』で「晦」と漢字で記すのを『匠明』で「セナカ」とカナ書きにしている。また、『匠明』のみ、裏面に「ユギ塔之図」とした立面図が書かれ、一部にB筆の加筆がある。その他『匠明』では、亀の部分を通常の縁にすることもあるとして応用を付加し、末文には「口伝有り」として自家技術を深遠に飾っており、『諸記集』に比し整備されている。

2-12 「秘伝ニ言」

[諸塔⑯「秘伝ニ言」]は、[図塔⑱「(秘伝)」]に対応する項目であるが、その記述内容は、むしろ『諸記集』のほうが充実している。

まず『諸記集』では、上記項目名の後、密塔・三重塔・五重塔・七重塔・九重塔・十一重塔・十三重塔・多宝塔をそれぞれ一つ書き・改行して、各塔の宗教的意義および関連諸仏を具体的に述べ、次いで大塔・宝塔・瑜璣塔・華嚴塔を同様に一つ書き・改行して記す。大塔以下は塔名を掲げたのみで「一 大塔者」のごとき記述に留まり、説明としては未完の様態である。こうした『諸記集』の記述に対し『匠明』では、密塔から十三重塔までは記されるが、多宝塔以下の記述はなく、逆に六重塔の記述が五重塔と七重塔との間に記される。しかし六重塔の記述は、[図塔③「六重之塔」]で確認されたB筆により行間に細書き加筆されたもので、明らかに後補の事項である。また、これら各塔の記述は、『諸記集』にある宗教的意義のうち層数に直接関する表象的な事項をわずかに述べるだけで、具体的な関連諸仏名は記していない。

一方、[諸塔⑯]の記述のうち三重塔から十三重塔までの

内容は、『(清水家伝来目録)』「重塔図」の各塔木割説明末文にほぼ一致している。当史料は、いわゆる加賀建仁寺流系本の基幹Ⅲ類本であり、ほぼ同内容の原本が元禄14年(1710)～元文4年(1739)頃に池上吉政・大西政乗父子によって成された史料である¹⁾。また現『諸記集』は静嘉堂文庫池上家文書中の一史料で、江戸時代中期～後期初頭頃の写本とみなされるが¹⁾、このことにより、「重塔図」の原本が成立した時期までには少なくともこの部分が池上家の知る所となり、「重塔図」の記述に引用されたものと考えられる²⁾。

さてここに、『匠明』では具体的な関連諸仏名等を載せていないのであるが、それが慶長期祖本にあったか否かを見極めるには、まず両史料の冒頭の記述が注目される。『諸記集』で「秘伝ニ言」と題した項目名の後「一 密塔者 五輪五躰ヲ表セリ、木火土金水空風火水地」とある記述を、『匠明』では項目名を記さずに「一 密塔ハ五躰五輪ヲ表セリ、秘伝有」として、以下『諸記集』で「一 三重塔者 三密ヲ表セリ、三尊之阿弥陀ヲ居」と記す傍点部分のような諸仏名等を載せていない。つまり『匠明』では、冒頭の密塔の所で「秘伝有」として、以下の諸仏名等の説明を意識的に省き簡素化したものと考えられる。それはまた、七重塔・十一重塔・十三重塔の項で、「七仏」・「十一識」・「三世ノ心…拾三仏」といった、単に数字を表面的に説明した、おそらく秘伝とするには至らないような内容を行間に細書していることや、当項目の最後に「右条々可秘々也」とする記述が『匠明』のみに記されることとも関係しよう。

要するに、『匠明』の当項目では、慶長期祖本にあった諸仏名等を敢えて載せていないと判断されるのであるが、それは結果的に、塔内に安置する仏の種類を限定せず、宗派の別なく建築を普遍化することになる。その設計学理の普遍化は、江戸初期寛永期を過ぎて江戸中期に至り、次第に作事方と拮抗した小普請方²⁾に対する平内家としての正統意識と決して無縁ではなからう。

結

「塔記集」の記述内容について、『諸記集』と『匠明』の相応項目を詳細に比較検討していった結果、以下のような特質が指摘できる。

① 『諸記集』・『匠明』ともに誤写された箇所が相当数見出せ、これらは、祖本よりの写本経緯に起因するものが大半であるが、『匠明』においては部分的な改変に起因する矛盾が一部に認められる。

② 『諸記集』にあって『匠明』にない箇所には、『匠明』の単なる脱落と見られる部分と、内容整備にもなう意識的な省略とがあるが、『諸記集』において意識的に改変もしくは加筆した形跡は認められない。とりわけ、『匠明』における意識的な省略の背景には、作事

方大棟梁家の正統的立場を時代に即応して維持するための施策が読み取れる。

③ 『匠明』にあって『諸記集』にない箇所には、『諸記集』において不用意に生じた誤写・脱落と見られる部分と、『匠明』において意識的に改変・加筆したと考えられる部分とがある。後者については、『匠明』が学的体系化にともない、整備された結果と考えられるが、その背景には、幕府直属の和様の正統を意識した自家誇示の姿勢とともに、唐様をも汲み入れて実際面の様式に相応した設計学理拡大の意図がうかがえる。

④ 木割内容自体の相違も相当数指摘され、それらは『諸記集』における不用意な誤写と、『匠明』における単なる誤写および意識的な改変とがある。とりわけ、『匠明』における意識的な改変は、他家木割書や時代相を踏まえての設計学理整備による結果と考えられる。

以上、特に『匠明』における「塔記集」の学理体系整備の背景には、和様の正統を意識する大工棟梁家としての自負とともに、新興の小普請方に対して、幕府作事方大棟梁家職の指導者的立場を維持・継承せんとする江戸中期の時代相がうかがえるが、その詳細は次稿にゆずる。

注

- 1) 河田克博・麓和善・内藤昌「四天王寺流基幹本の書誌と構成」(『日本建築学会計画系論文報告集』第412号平成2年6月所収)。
- 2) 河田克博・麓和善・小川英明・内藤昌「四天王寺流基幹本「社記集」の内容的特質」(『日本建築学会計画系論文報告集』第449号平成3年7月所収)。
- 3) 東大本『匠明』における筆跡は、少なくとも5筆数えられ、全巻にわたる主筆、主筆と時を同じくするA筆、主筆やA筆より後の補加筆と考えられるB筆、奥書の一部にのみ補加筆されるX筆・Y筆とがある(伊藤要太郎校訂『匠明』および同著『匠明五巻考』;昭和46年鹿島出版会刊)。これら筆跡の符号は、初論を重視して伊藤博士の著述に従う。
- 4) 図塔②「五重之塔」のは図塔①「三重塔之事」と同様に抹消訂正痕であるが、他は該当文字が周辺文字より濃墨となった加筆痕である。訂正または加筆された箇所は、いずれも勾配数値全体ではなく『諸記集』と相違する1文字に限られている。
- 5) 全14冊。東京都立中央図書館蔵。塔の木割を、第12「層塔」および第13「宝塔類」に載せる。なお「層塔」の文中には、元禄6年(1693)の記述がある(河田克博・渡辺勝彦・内藤昌「江戸建仁寺流系本の成立」;『日本建築学会計画系論文報告集』第383号昭和63年1月所収、河田克博著『日本建築古典叢書3 近世建築書一堂宮雛形2 建仁寺流』;昭和63年大龍堂書店刊)。
- 6) 木版本の堂雛形『匠家秘伝 下』(正徳4年-1714-刊)の三重塔では例外的に7寸となっているが、記述内容を他史料と比較検討すると7寸5分の誤りと思われる。
- 7) 東京都立中央図書館蔵。享保2年(1717)~同20年(1735)頃、甲良家第5代棟梁が他家の史料に及んで研鑽を積んだ一史料と考えられる(河田克博・麓和善・渡辺勝彦・内藤昌「江戸建仁寺流系本の展開」;『日本建築学会計画系論文報告集』第388号昭和63年6月所収、河田克博前掲書注5)。
- 8) 東京大学蔵。奥書により、享保15年(1730)に平内家第3代政治の門弟深谷平左衛門治直が記した史料。
- 9) 東京大学蔵。奥書はないが記述内容により天保(1830)頃の史料と考えられる(麓和善著『日本建築古典叢書9 近世建築書-絵様雛形』;平成3年大龍堂書店刊)。
- 10) 東京大学蔵。奥書はないが、記述内容・紙質などを鑑みて現『匠明』を前後する史料と思われる。
- 11) 金沢市立図書館清水家文庫蔵。卷子本1巻の史料で、題簽に「重塔図 上」とあり、さらに「下巻宝暦九年四月居宅類焼之う江焼失仕候」と記す付箋があるので、元は上下2巻である。また、当史料を含めた『(清水家伝来目録)』の伝来経緯を検討すると、宝暦以前における原本の存在が考えられる(河田克博・渡辺勝彦・内藤昌「加賀建仁寺流系本の成立」;『日本建築学会計画系論文報告集』第386号昭和63年4月所収、河田克博前掲書注5)。
- 12) 教王護国寺金堂の平面は、桁行5間・梁間3間の周囲に一重の裳階が付いた形式で、『匠明』『堂記集』においては「七間四面雨打作堂図」の平面に近似するが、当項目に限って規模は記されていない。
- 13) 重要文化財の近世遺構によると、石壇の上に直接建つのは、教王護国寺五重塔の他に、仁和寺五重塔・那谷寺三重塔(寛永19年-1642)があるのみである。
- 14) 全5巻の卷子本。竹中工大工道具館蔵。奥書により、元禄2年(1689)柏木伊兵衛政等が記し、それを同姓太郎右衛門政虎に伝授した木割書である(河田克博・麓和善・渡辺勝彦・内藤昌「近世建築書における唐様建築の設計体系」;『日本建築学会計画系論文報告集』第388号昭和63年6月所収、河田克博前掲書注5)。
- 15) 初層総柱間を32枝にした各間1枝落の通減は東照宮五重塔に見られるが、初層を34枝にした各間1枝落の例は、菅見によれば旧寛永寺五重塔しか確認できない。
- 16) 「七寸五分」の「五」の文字が前後に比べ濃く、「三」に重ね書きして「五」に訂正した故の痕跡と考えられる。
- 17) 浜島正士「塔の斗拱について(1)」(『日本建築学会論文報告集』第172号昭和45年6月所収)、同「塔の軒について」(『同 報告集』第208号昭和48年6月所収)、同「多宝塔の形式と構造」(『同 報告集』第236号昭和50年10月所収)他。
- 18) 伊藤要太郎前掲書注3)。
- 19) 『建仁寺派家伝書』「宝塔類」(前掲注5))や『塔之図 乾』(静嘉堂文庫池上家文書蔵、前掲書注5)参照)あるいは『重塔木碎集』(前掲注10))では6分、『(柏木政等伝来目録)』「塔之部」(前掲注14))では台輪が6分・長押が7分、近年新たに紹介された慶長19年(1614)の奥書をもつ『ほうとう目録』(鶴岡市立郷土資料館小林家文書蔵、永井康雄他「庄内藩大工棟梁小林家旧蔵の慶長期以前の木割書について-その3 宮・塔の木碎-」;『日本建築学会東北支部研究報告集』平成7年6月所収)では5分とあり、およそ6分前後が一般である。
- 20) 多宝塔を述べた図塔②・③および図塔⑩・⑪において、内法規定に門腰を基準にする記述が示されないが、他はすべて、両書ともに柱径・内法に門腰を基準にする旨が明記される。
- 21) 『諸記集』の奥書によれば、加賀藩の四天王寺流御大工である黒田正重に相伝されるのが元和9年(1623)正月吉日であるから(前掲注1))、これ以降『諸記集』の全文または一部が加賀藩において知られる可能性がある。たとえば、正保2年(1645)の瑞龍寺山門・鐘樓の造営に際しては正重とともに棟梁を勤めた山上嘉広に伝わった可能性が高く、それが嘉広の一の門弟と目される池上政乗に伝わることも否定できない(前注11)論文・著書参照)。
- 22) 鈴木解雄「江戸幕府小普請方について」(『日本建築学会論文報告集』第60号昭和33年10月所収)。内藤昌・中村利則「江戸幕府小普請方の成立過程について」(『日本建築学会大会学術講演梗概集』昭和44年所収)。内藤昌著『近世大工の系譜』(昭和56年ベリかん社刊)。

(1996年3月5日原稿受理、1996年7月17日採用決定)